

身体障害者の自立

社会福祉学部 社会福祉学科

1 4 FF3942

堀川 東洋

目次

はじめに

第一章 身体障害について

第二章 身体障害者が目指す自立

第三章 重度障害者の生活環境

第四章 障害者自立支援法

第五章 就労移行支援事業

第六章 身体障害者雇用率制度

第七章 職業リハビリテーション

はじめに

障害者が一般社会で働くということには様々な困難がある。近年利用者が急速に増える一方で課題を抱えているのがA型、B型です。A型は労働法に基づく労働の対価としての賃金を保障する労働契約と障害者総合支援法に基づく福祉サービスの提供。この二つの使命の併存が難しいということが起こっている。B型は労働に近い形態であるにも関わらず労働法の適用無く働いているという問題が起こっている。それにより、現在では障害者が雇用には就きづらいという問題が起こっている。障害者の中には重度障害で仕事に就くこと以前に一人では生活ができず、精一杯な人がある。その人達も含め、障害者が就労や社会に参加できる環境を作らなくてはならない。

雇用契約に基づく就労が困難である身体障害者を対象に、身体障害者の自立について考察していく。

1. 身体障害について

「身体障害は、身体機能に障害が生じている状態の障害であり、例えば、手足が無かったり、脳内の障害や病気により、正常に身体が機能しない状態であったり、その他にも視覚障害、聴覚障害、内部障害、呼吸器機能障害などといった身体障害がある。これらの身体障害は、身体障害者福祉法に障害の範囲と程度が正確に規定されている。身体障害と認定を受けた人は身体障害者手帳の交付を受ける。任意で、障害者自立支援法等の各種サービスを受けられる」（中日新聞 2006：4）

重度身体障害者の場合、身体障害者障害程度級の1から2に該当する人、また、3級に該当する障害を2以上重複していることで、2級とされる人は重度身体障害者と認定される。

2. 身体障害者が目指す自立

身体障害者の中にも、様々な障害を持った方がいる。その中でも重度の障害がある方は何を目標として自立に向かって進んでいるのか考察していく。今回取り上げた重度の身体障害者は、人工呼吸器がなくては生きていくことが困難という方で、人の手を借りなければ生活ができない状況にある。呼吸器をつけた自立生活への挑戦とはかなりリスクがある。健常者と言われる人々と肉体的に距離ができてしまう中で生きていかななくてはならない。この差を無くすためにも、病気の当事者鹿野さんは、自分を奮い立たせて、好きな英語の勉強に取り組むようになった。病室でラジオ講座を受け、英会話を勉強し、英語検定の二級合格を目指した。健常者と言われる人に近づきたいという意思がこのような行動に代わりつつあり、小さな事なのかもしれないがこれも自立であると言える。私たちが身体障害者に対して思い描く自立とは規模が違う。人工呼吸器を付けなければ命の危機がある鹿野さんにとって英語を学ぶということは大きな自立であると言える。鹿野さんのような重度の身体障害を抱えている人が自立に向かっていくことに対して理解が広がるべきである。

重度障害の人でもこのようにして生きていく為に自分自身が考えているということを知らなくてはならない。鹿野さんは体中の筋力が急激に低下していく筋ジストロフィーという難病で、回復は困難であり病状はかなりのスピードで進行していく。そのような状況でも常に自立を目指したと鹿野さんをサポートしていた関係者は言います。サポートをして

いたボランティアの方に鏡を買ってこさせると、「あ」「い」「う」「え」「お」と五十音を練習した。なぜそのような行動をとったのか。鹿野さんは、「みんなに口の動きを読んでもらいやすくするためさ」と答えた。声が出ないことで決して落ち込むのではなく、どうしたら相手に言葉が伝わるのか考えていた。そして寝たきりの状態だった鹿野さんは、車いすに移るなど漫画や新聞、コーヒーまで飲みたいと言った。何とかして、呼吸器なしでは生きていくことのできない状態を脱出するかのように、自分のできる領土を広げていった。私たちにとっては小さな事ではあるが、これも鹿野さんにとっては自立だ。自立の価値観は人それぞれなのだ。

重度障害で、自分の心臓が残り一、二年が限界と知ったときショックはかなり大きい。この余命の中で「自立」とはどのようなものなのか。鹿野さんは「退院後に備えて、自分の心臓の管理、服用しているクスリの知識、人工呼吸器のしくみ、緊急対応など、医師から教わる」（渡辺 2005：264）と自己管理しようと努力した。命の危機があるのにも関わらず、サポートする支援の人の育成にも努めた。自立とは、仕事に就くこと、一人で生活すること以外にも、人それぞれの障害によって自立があるということが、今回の事例から見とれる。

3. 重度障害者の生活環境

重度障害者にとっての生活環境とは、公共建築物を中心とする街づくり、住宅環境、道路環境を含む移動交通大系の整備等があり、障害者が地域社会の中で1人の市民として、自立生活して行くためにもっとも基本的かつ重要なものである。その生活環境と介護が、具体的にどこでどのように関わっているのか。近年、重度障害者の地域社会での自立生活要求は目ざましく、それにともない障害者の、街づくりや住宅、移動交通問題への関心は増々強く、必然的にその要求も多様にと新たな展開をしようとしている。重度障害者のより良い生活環境とは。それは国際障害者年の目的である。「完全参加と平等」を具体的に地域社会の中で、実現させて行くものでなくてはならない。それは国際障害者年の行動計画にも書かれているように、他の市民と同じ生活条件であり、さらに自立生活を確実に保障する事が必要である。このような事を最終目標として、生活環境を整備して行く時に、何がもっとも重要か。障害者自身の主体的行動であると考え。介護を前提とするような、要求や行動があってはならないと思う。最近では電動車イスがかなり普及してきたので、1人で外出する機会もそうめずらしくはない。歩道の幅も電動車イスが通れる幅がなければ、通行できない。通行できたとしても、途中で電柱があり車道側に傾斜していたら、どのように対応するのか。もちろん介護者がいないから、自分で全てを判断しなければならない。

この事以上に重要な問題がある。それは住宅や福祉機器、自助具等の問題である。社会生活の基本は住宅を抜きにしては考えられないが、重度障害者の場合在宅においても施設においても、介護を前提にすべてが動かされがちなので、自立意識の高まりと個の独立した空間への欲求を、必然的に必要とする住宅要求は出てきにくいのである。また仮に出てきたとしても、机上論に終始し住宅取得にあたって、権利金や敷金等が必要な事もほとんど知らないのが現状のようである。そしてこのような現状ともう一つの問題が、さらに重度障害者側の住宅要求を、増々出しにくくしている事を忘れてはならない。

このように住宅は社会生活の要にもかかわらず、重度障害者にとっては当事者としての要求をあまりにも出しにくい状況にあるということが現実なのである。これは福祉機器、自助具等についても、まさに同様である。本来、「福祉機器や自助具は重度障害者が自らの生活を、主体的に造り維持して行くために、介護者にたよらず、自ら何かをやる時に自分の体の機能低下や、喪失部分を助け行おうとする事を貫徹させる物」（桜井 2014 ; 104）である。

4. 障害者自立支援法

「障害者自立支援法の自立は本来の自分の生き方を自分で決めていく。自立ではなく就労自立として位置付けられており、企業に就職して経済的に自立することを優先的に考えられています」（中日新聞 2006 : 4）企業側の労働環境が整備されてない中で行われるのは法整備の欠陥であると考えられている。障害者の自立は「経済的自立」とであると画一的に規定しまうと就労できない障害者を「自立できない障害者」としてラベリングしてしまうことになりかねない。そして「自立できない障害者」をこの制度の対象からはずしてしまうことが現在の障害者自立支援法から見て取れる。段落第4章であった話では、重度の身体障害者が自立することは「働く」ということではなく、少しでも一人で物事をこなせるというような「自立」であった。私はそのような、重度身体障害者の自立を支援していける策を今後作らなくてはならないと考える。このように実際、身体障害者の人と障害者自立支援法での「自立」の考え方の違いがあってはならない。このような問題が現在、重度身体障害者障害者を悩ますこととなっている。重度身体障害者の自立をニーズに応じて多様に考え理解することが必要である。

5. 就労移行支援事業

一般社会で働く為、知識や能力の向上、実習職場探しなどを適正にあった職に就労が見込まれる物に対し、事業所内における作業訓練や職場体験就職後の現場定着支援などを実施する事業である。ここで身体障害者には支援してもしきれないリスクがあります。「平成 18 年 10 月以降の全国の市区町村より就労移行支援の支給決定を受けてから、利用した人は平成 25 年までの調べで、2527 人といいます」（小澤 2016 : 11）

法律の体系については、障害者自立支援法の法律では財政的な面も含め国の責任で必ず行う福祉サービスを義務的経費（自立支援給付）と言い、介護給付、訓練等給付と医療と重度身体障害者の舗装具があり、個別給付として日払いが行われている。

作業所の事業の主な移行先の「地域活動支援センター」は、市町村ごとの財政状況によって行われる裁量的経費（地域生活支援事業）として行われ、公的補助の財政基盤が不安定になっているのが現状。

6. 身体障害者雇用率制度

身体障害者の雇用の現状はどのようになっているのか。身体障害者雇用率により計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者を雇用しなければならない。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算される。

企業が雇用しなければならない障害者数について。「各企業は雇用する障害者数が、法定雇用障害者数以上であるようにしなければならない。この場合において、法定雇用障害者数は計算の結果生じた1人未満は切り捨て」（小澤 2016：34）企業における雇用障害者数の算定は、・ 重度身体障害者については、1人を2人として計算。・ 障害者である短時間労働者は、重度身体障害者にある短時間労働者について、1人を1人として計算、それ以外の短時間労働者については、1人を0.5人として計算。各企業は障害者を雇うということが義務付けられている為、障害者にとっては雇用に就くことは可能となっている。

7. 職業リハビリテーション

第六章では、企業が障害者を雇用しなければならないということを述べた。企業が雇用するにあたり、障害者と企業との仲介役となる機関について考察していく。

福祉、教育、医療の関係機関と連携しながら、障害者各人の障害の種類、程度、就労に関する希望、適性、職業経験等を踏まえ職業生活における自立を支援することを職業リハビリテーションという。障害者の職業生活における自立を促進するために、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが設置されている機関を障害者職業センターという。

「職業リハビリテーション関係施設の中核的な機関として、職業リハビリテーションに関する調査、研究、情報の収集、提供、専門職の養成、研修を行うとともに、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターに対する指導助言等を総合的に行う機関」（小澤 2016：8）を障害者職業総合センターという。

「障害者職業カウンセラー、職業指導員が配置され、医療リハビリテーションとの連携を図りながら、職業評価、職業指導、職業訓練などの職業リハビリテーションサービスを提供する。国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターでは、全国の広範な地域から、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施している。その成果をもとに、職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練の内容、指導技法等の開発を行い、マニュアルにとりまとめるとともに、障害者能力開発指導者交流集会、他の障害者職業能力開発校などの訓練指導員等を対象とした研修などをおして広く提供する」（小澤 2016：8）を広域障害者職業センターという。

「都道府県における職業リハビリテーションの中核として、ハローワークなどの関係機関と緊密な連携を図り、障害者に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する相談、援助を行っている。地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言、援助を行っている」（小澤 2016：9）を地域障害者職業センターという。「就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員が、地域の関係機関と連携しながら、障害の種類、程度に応じたきめ細かな職業指導、職業紹介、職場定着支援、事業主支援等を行っている」（小澤 2016：9）を公共職業安定所という。これらの機関のサービスのもとで障害者を支援している。

まとめ

第一章ではどのような障害があり重度障害の度合いについて述べた。第二章では、重度障害者が目指している自立について述べた。ここでは重度障害者が職に就くということよりよりも一人で何かをできるようにになりたいという事を、鹿野さんを取りあげ考察した。第三章では生活環境の中で生活するということにはかなりの難しさがあり、その違いを重度障害者目線で解決をしていかななくてはならないということを考察した。第四章では、自立支援法と実際の重度障害者の自立の違いについて述べた。第五章では重度障害者が実際受けられるサービスについて述べた。第六章では身体障害の雇用率に関して述べた。第七章では障害者が職業に就くために手助けとなる機関について述べた。身体障害者にも重度を患っている人がいる。その人達の望む自立と私たちが思い描く自立には違いがあり、重度身体障害者自身の望みというものを尊重し、それをサポートしていく必要がある。また、支援制度にもかなりの不便さがある。重度身体障害者自身の声をしっかり聞き入れ対応していかななくてはならない。今回考察をし、重度の障害を持つ方が、何を望んでいるのかということが明確になった。支援する側が重度障害の方の側で接するということはその人の願いや考え方を知ることができる。文字を見ただけで想像だけで解決をしてはならない。重度障害者が一人でも多く望みが叶うようになって欲しい。

参考文献

桜井純理 2014『就労支援を問い直す』勁草書房

渡辺一史 2005『こんな夜更けにバナナかよ』北海道新聞社

小澤温 2016 『よくわかる障害者福祉』 ミネルヴァ書房

朝日新聞 2006 2月6日 朝刊